

燕市民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に関する市の方針とお願い

【国及び新潟県の状況】

4月7日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、緊急事態宣言が発令されました。

対象区域は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県で、期間は5月6日までの1ヶ月間です。

新潟県知事は、この緊急事態宣言を受けて、県民の皆様へ次のお願いのメッセージを発しています。

(1) 緊急事態が宣言された区域への不要不急の往来は、厳に控えていただきますようお願いいたします。

(2) 緊急事態が宣言された区域から、ご親族、知人、出張者等の帰省や来県の予定があるご家庭や企業・団体等の皆様におかれては、改めてその必要性をご検討いただき、不要不急の来県を控えていただきますようお願いいたします。

(3) やむを得ず、緊急事態が宣言された区域から本県に帰省や来県される方で、一定期間滞在される方におかれては、2週間程度、不

要不急の外出を控えていただきますようお願いいたします。

その上で、来県された方やそのご家族等同居されている方々は、ご自身の健康観察を徹底していただき、少しでも体調に不安を感じた際には、外出を控えていただき、直接医療機関を受診することなく、速やかに「帰国者・接触者相談センター」にご相談くださるようお願いいたします。

【燕市の現状と今後の方針】

燕市では4月3日に1名の感染者（東京から帰省した学生）が確認されましたが、その後の保健所の調査で明らかになった濃厚接触者5名のPCR検査は、全員が「陰性」の判定でした。

濃厚接触者には保健所が2週間の外出自粛を要請しており、体調に変化が無ければ、4月18日（土）で外出自粛は終了の予定です。

現時点で燕市内においては感染の拡大は見受けられず、落ち着いている状況にあります。

従って、子どもたちの学習機会の確保など欠いてはいけない事業については、徹底した感染予防対策を講じた上で、4月13日（月）から再開する予定です。

一方で、時節柄、またこの度の緊急事態宣言を受け、宣言対象区域を含め感染が拡大している地域から燕市へ帰省や転入される方が増えることが予想され、決して油断はできません。

燕市内で確認された感染者については、帰省後に市内公共施設を利用した実態がありました。

については、燕市内の公共施設での感染クラスターの発生を防ぐとともに、5月6日（水）までを期間とする緊急事態措置の効果に対する政府の判断を踏まえた上で、燕市としての次の方針を決定する必要があるため、別記の公共施設については、閉館等の処置を5月10日（日）まで延長いたします。

また、政府が検討している経済対策については、詳細が明らかになり次第、市民の皆様にお知らせするとともに、燕市としての必要な対策を速やかに講じてまいります。

【市民・企業・団体等の皆様へのお願い】

- ① 5月6日（水）までの間、緊急事態宣言が発令された区域への往来は、やむを得ない事情がない限り、厳に控えてください。
- ② 5月6日（水）までの間、緊急事態宣言が発令された区域から燕

市への来訪を検討されている方がいらしたら、自粛をお願いしてください。

- ③ やむを得ず緊急事態宣言が発令された区域から燕市へ帰省や転入された方は、2週間程度、不要不急の外出を控えてください。
- ④ 引き続き、「密閉空間であり換気が悪い（密閉）」、「手の届く距離に多くの人がいる（密集）」、「近距離で会話や発声がある（密接）」のいわゆる『3密』が同時に重なる場を避けていただくとともに、こまめな手洗い、うがい、咳エチケットを徹底するなど、個人でできる感染症対策を実施してください。

市民の皆様にはたいへんなご不便をおかけいたしますが、感染を拡大させないという、お一人お一人の行動が、皆様やご家族、地域社会を守ることにつながります。

なにとぞ、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和2年4月8日

燕市長 鈴木 力

【別記】

1 小・中学校

	学校再開	入学式	部活動
小学校	4月13日(月)	4月16日(木)午後	5月11日(月)から実施
中学校	4月13日(月)	4月16日(木)午前	

2 保育園・幼稚園・こども園

通常どおり開園しています

3 児童クラブ・なかまの会・ファミリーサポートセンター

通常どおり開設しています

4 児童館・児童研修館・子育て支援センター

5月10日(日)まで休館

5 福祉関係施設

障がい者地域生活支援センター「はばたき」	4月13日(月)から地域活動支援センター事業を再開
老人集会施設	5月10日(日)まで休館
分水福祉会館	5月10日(日)まで休館

6 公民館施設等（付随した体育施設を含む）

5月10日(日)まで休館

7 図書館

4月13日(月)から再開（貸出し・返却のみ）

8 体育施設

屋外施設	4月13日(月)から再開	管理棟は利用不可
屋内施設	5月10日(日)まで休館	
学校開放	5月10日(日)まで利用中止	

9 産業史料館・長善館史料館・分水良寛史料館

4月14日(火)から再開（団体利用は不可）

10 公園

4月13日(月)から再開（吉田ふれあい広場の多目的広場については大会やイベントは不可）

11 その他…以下の施設は5月10日(日)まで休館

温泉保養センターてまりの湯、農村環境改善センター、分水ビジターサービスセンター、吉田産業会館、磨き屋一番館、燕勤労者総合福祉センター「あおぞら」、消防防災センター